

美術作品の管理及び活用

対象受検機関：府民文化部都市魅力創造局文化・スポーツ課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)												
<p>1 「大阪府現代美術コレクション」の保有・管理状況                      大阪府では、「大阪府現代美術コレクション」として、作品データベース上7,859点（評価額4,553百万円）の美術作品を保有している（寄託作品77点を含む。）。美術作品は、主に現代芸術文化センター構想の整備を推進していた際に集められたものであるが、当該構想は平成13年に中止が決定し、平成19年を最後に美術作品の受入れは行っていない。美術作品の収蔵場所は、大阪府立江之子島文化芸術創造センター（以下「センター」という。）及び咲洲庁舎である。                      美術作品は、財産管理をするための備品出納簿と現物管理をするための作品データベースに登録されている。備品出納簿は、大阪府が管理を行っており、作品データベースは、センターの指定管理者が管理を行っている。</p> <p>2 平成22年度監査結果を受けた照合作業                      24点の絵画が所在不明となっていることが明らかになった平成22年度の監査において、作品データベース上で作品ごとに割り振られた作品ID番号では、保管場所・位置を特定することができず、円滑に作品データベース上の作品と現物とを確認できる状況にないものが見受けられるなど、管理体制が不十分である旨の委員意見が出されている。                      この委員意見を受け、作品データベースに未登録となっていた作品の登録等を含む照合作業を進めており、その作業途上で所在不明となっていた絵画5点を発見した。平成27年6月時点では、下表のとおり備品出納簿と作品データベースに差異が生じている。</p>	<p>1 現物には、大阪府財務規則第74条第2項で求められている備品番号は記載されておらず、財務規則の運用第74条関係但し書きにある「他の方法によりこれに代えることができるもの」として、作品データベース上で割り振られている作品ID番号が記載されている。しかし、備品出納簿には作品ID番号の記載がなく、現状では、備品出納簿と作品ID番号は関連付けされていない。</p> <p>2 平成22年度から継続して実施している作品データベースと現物との照合作業の結果、現在、平成22年に所在不明を公表した作品以外に、所在不明の美術作品が3点ある。</p> <p>3 過去3年間の美術作品の活用割合については、約13%から15%である。担当課は「近隣の美術館と比べても遜色ない活用を行っている」としているが、常設の展示場がない状況においては、活用の方法に制約がある。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府財務規則】                      (物品の分類の決定等)                      第74条                      2 物品管理者は、その管理する備品には、細分類、番号及び課又は出先機関名の表示をしなければならない。</p> <p>【財務規則の運用】                      第74条関係 規則第74条第2項の「表示」は、品名、番号、所属等を記載したラベルを備品の見やすいところに貼付けて行うものとする。ただし、その性質、形状、用途によってこれにより難しいときは、他の方法によりこれに代えることができるものとする。</p> </div>	<p>平成27年度中に、現物、作品データベース及び備品出納簿の三者の関連付けを実施するとともに、所在不明となっている美術作品についても適正な処理手続きを行われたい。</p> <p>美術作品をより効果的に活用するための将来的な方向性について、府が保管する必要性等も含め、幅広く検討を進められたい。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 30%;">データの個数</th> <th style="width: 50%;">評価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備品出納簿</td> <td>7,683点</td> <td>4,483百万円</td> </tr> <tr> <td>作品データベース</td> <td>7,859点</td> <td>4,553百万円</td> </tr> <tr> <td>差異</td> <td>176点</td> <td>70百万円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	データの個数	評価額	備品出納簿	7,683点	4,483百万円	作品データベース	7,859点	4,553百万円	差異	176点	70百万円		
名称	データの個数	評価額												
備品出納簿	7,683点	4,483百万円												
作品データベース	7,859点	4,553百万円												
差異	176点	70百万円												
<p>(注：文化・スポーツ課提出資料 平成27年6月18日現在)</p>														
<p>作品データベースと備品出納簿では、作品の数え方の違いや作品データベースにのみ寄託作品を登録していることなどにより、データの個数及び評価額は必ずしも一致するものではないが、上記差異の原因は明らかになっておらず、調査継続中である。</p>														

3 美術作品の活用状況

美術作品の公共施設への貸出し等の活用は、平成24年度から、センターの指定管理者が行っている。大阪府所蔵美術作品貸出規程に基づき、貸出しは、原則として無償であるが、貸し出した美術作品の輸送及び展示に要する経費、保険については、すべて借受人の負担となっている。

平成24年度から平成26年度までに美術作品活用の年度目標及び実績は下記の表の通りである。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年度目標	1,250点	1,250点	1,000点
活用実績	1,199点	1,028点	1,020点

○大阪府所蔵美術作品貸出規程

(貸出条件)

第6条 指定管理者は、美術作品等の貸出しを承認する場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

一 貸し出した美術作品等（以下「貸出作品等」という。）の輸送及び展示に要する一切の経費は、貸出しを受けたもの（以下「借受人」という。）の負担とする。

二 貸出作品等に関しては、借受人が、輸送及び展示にかかる保険をかけるものとする。（以下略）

(貸出し)

第7条 美術作品等の貸出しは、原則として無償とする。

措置の内容

現物、作品データベース及び備品出納簿の三者の関連付けについて、照合作業を実施し、相違点を把握した。

その後、当該相違点の原因を分析・特定し、その結果に基づき、備品出納簿及び作品データベースの修正作業を実施し、平成28年3月28日に完了した。そのなかで、最終的に所在不明が確定した作品3点については、作家への説明等を行い、備品出納簿から除外した。

また、美術作品の活用方法として、監査結果を踏まえ、平成27年11月10日から29日の間、センターにおいて、年度当初の計画では予定していなかった「大阪府20世紀美術コレクション」の展示を実施し、来館者に観覧していただいた。

さらに「大阪府20世紀現代美術コレクション」の活用・貸出について、センターのホームページで募集を行ってきたが、新規作品貸出先の開拓のために、平成28年1月29日にホームページをリニューアルし、公共的な空間を管理する方々に美術作品の貸出事業について周知を行っている。

今後も、センター内外での展示機会を増やすとともに、創造的活用事業という観点から単なる作品展示にとどまらず、本物の作品に接してもらうセンターならではの作品活用を通じて、効果的な活用事業を企画・実施する。

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年8月5日、事務局：平成27年6月18日から同年7月9日まで）

大阪府環境保全基金のあり方の検討

対象受検機関：環境農林水産部エネルギー政策課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																		
<p>1 概要 大阪府環境保全基金（以下「環境基金」という。）は、「環境の保全に関する知識の普及その他環境保全活動の推進に要する経費に充てるため資金を積み立てること」を目的として、平成元年度に設置された果実運用型基金（※）である。（※）運用益（預金利子等）を財源等に充てるために設置される基金をいう。平成26年度末の基金残高は、18億円である（設置に当たり、国から2億円、府から8億円が拠出されている）。なお、他の都道府県においても同様の基金が設置されているが、府の基金残高18億円は、全国第2位である。</p> <p>2 積立、活用等の状況 環境基金は、府庁の他の基金とともに財政課において運用されている。設置当初の平成2～9年度の8年間は、平均利回りが4%近くあったため、平均事業額は62百万円、基金残高に対する事業額の割合も4.3%超あった。しかしながら、近年は超低金利により利息の発生額が低いため（平成26年度利回り0.038%）、過去5年の基金残高に対する事業額の割合は0.2%に満たない（過去15年に遡っても、0.5%未満）。 【平成26年度の活用状況等】</p> <table border="1" data-bbox="264 1079 1314 1413"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額（円）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 平成25年度末残高</td> <td>1,862,128,294</td> <td>設置に当たり拠出された、国からの2億円及び府からの8億円が含まれている</td> </tr> <tr> <td>B 寄附積立額</td> <td>3,674,310</td> <td>府内に本支店がある企業等からの11件によるもの</td> </tr> <tr> <td>C 利息発生額</td> <td>716,783</td> <td>平成26年度の基金残高（平均値）に利回り0.038%を掛け合わせたもの</td> </tr> <tr> <td>D 事業額</td> <td>2,608,722</td> <td>「C 利息発生額」を上回っているもので、基金の取崩しとなっている</td> </tr> <tr> <td>E 平成26年度末残高（A+B+C-D）</td> <td>1,863,910,665</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、基金の運用益を用いて実施する事業は、「大阪府環境保全基金運営要綱」及び「大阪府環境保全基金運用益の活用事業に関する細則」において、環境教育の推進や環境情報の普及等を対象事業と定められ、法・条例に基づく規制や指導業務等は対象外となっている。</p> <p>3 基金の取崩し 環境基金は、前述のように果実運用型であるが、実際は、平成2～26年の25年間のうち、過半の13年は、当該年度の利息発生額を超えて事業が実施されており、基金の取崩しがなされている。 府庁全体の基金の取崩し等に関する報告「大阪府庁財政研究会報告書」（平成20年</p>	項目	金額（円）	備考	A 平成25年度末残高	1,862,128,294	設置に当たり拠出された、国からの2億円及び府からの8億円が含まれている	B 寄附積立額	3,674,310	府内に本支店がある企業等からの11件によるもの	C 利息発生額	716,783	平成26年度の基金残高（平均値）に利回り0.038%を掛け合わせたもの	D 事業額	2,608,722	「C 利息発生額」を上回っているもので、基金の取崩しとなっている	E 平成26年度末残高（A+B+C-D）	1,863,910,665		<p>1 近年の超低金利も影響し、平成26年度の事業額（2,609千円）はピークであった平成8年度の事業額（86,771千円）の約3%の規模となっている。</p> <p>2 果実運用型の基金であるにもかかわらず、発生利息を超えた金額で事業を実施している年度があり、また、基金の取崩し等のルールを明文化したものも存在しない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府環境保全基金運営要綱】 （基金運用益の活用方法） 第3条 基金の運用益を用いて実施する事業は、次の目的に資するものとする。 （1）環境教育の推進 （2）環境情報の普及 （3）地球環境保全に係る普及、啓発活動等 （4）地域環境保全活動の支援 2 その他、基金運用益の活用事業についての細則については、別途定める。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府環境保全基金運用益の活用事業に関する細則】 （対象外とする事業） 第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては基金事業の対象としない。 （1）国庫補助事業及び特定財源が充当されている事業 （2）市町村補助事業のうち大阪市が実施する事業 （3）特別対策事業 （4）法、条例に基づく規制及び指導 （5）法、条例に基づく監視、検査及び分析 （6）みどりの基金の対象となっている施策</p> </div>	<p>効果的な事業展開が図れるよう、環境基金のあり方について検討した上で、基金の取崩しも含めて基金運営のルールを明文化されたい。</p>
項目	金額（円）	備考																		
A 平成25年度末残高	1,862,128,294	設置に当たり拠出された、国からの2億円及び府からの8億円が含まれている																		
B 寄附積立額	3,674,310	府内に本支店がある企業等からの11件によるもの																		
C 利息発生額	716,783	平成26年度の基金残高（平均値）に利回り0.038%を掛け合わせたもの																		
D 事業額	2,608,722	「C 利息発生額」を上回っているもので、基金の取崩しとなっている																		
E 平成26年度末残高（A+B+C-D）	1,863,910,665																			

<p>12月)においては、以下のとおり、存続に関して、見直しを検討すべき意見がある一方、「果実運用型」基金の取崩しには、慎重に判断すべき記述がなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本来、一定の目的のため、かつ、将来に備えて蓄えたものではあるが、長期にわたる低金利水準、行政需要の変化など、当該基金を取り巻く環境が設定当時とは大きく変化していると考えられるものもあり、今後も基金を持ち続ける（現在の規模を維持する）意義や必要性はあるのか、改めて点検する必要がある。</li> <li>・「果実運用型」基金の取崩しは、基金原資の減少による運用益の減少に伴い、今後の基金活用事業の推進に支障を生じることにもなりかねず、慎重な判断が必要である。</li> </ul> <p>なお、環境基金に関する国庫補助交付要綱によると、当該基金は4億円を下回るまで処分しようとする場合は、あらかじめ環境大臣の承認を得なければならないこととなっており、他府県では、全額取り崩している例もある。（東京都（平成15年度）、山口県（平成22年度））。</p>		
<p><b>措置の内容</b></p>		
<p>環境基金の運営について調査審議する「大阪府環境審議会 環境・みどり活動促進部会」において環境基金のあり方を検討した結果、直面する様々な環境問題に対応するため、大阪府環境保全基金運用要綱等を改正し、平成28年度より環境基金を計画的に取り崩して各種事業を展開することとし、当該年度の事業は、当該年度の寄附金及び運用利息の見込額と取崩上限額の範囲で実施することとした。</p> <p>取崩しは、国の温室効果ガス排出量削減の長期目標年次である2050年までの間行うこととし、年度当たりの取崩上限額は、平成26年度（2014年度）末残高（1,863,911千円）から国・府拠出金（1,000,000千円）を除いた額を2015年から2050年までの36年間で割った額（おおむね24,000千円）とする。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年8月10日、事務局：平成27年6月19日から同年7月10日まで）

流入車対策の適合車等標章交付業務委託における検査内容の改善

対象受検機関：環境農林水産部環境管理室交通環境課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																																					
<p>1 概要</p> <p>府では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準のより早期かつ確実な達成を図るため、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、荷主・運送事業者・行政等の連携した取組により、「自動車NOx・PM法(※1)」の排出基準(以下「排出基準」という。)に適合しないトラック・バス等の府域の対策地域内への発着を禁止する流入車規制を実施している。</p> <p>この条例により、排出基準を満たさないトラック・バス等(以下「対象車両」という。)は、府内の一部の町村を除き、府域を発着できないこととなっている。また、排出基準に適合している場合においても、適合車等標章(以下「標章」という。)の表示が必要となっている。</p> <p>(※1)「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の通称</p> <p><b>【対象車両】</b></p> <table border="1" data-bbox="246 884 1172 1152"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>ナンバープレートの分類番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貨物自動車 (トラック、バン等)</td> <td>1、10から19、100から199 4、40から49、400から499 6、60から69、600から699</td> </tr> <tr> <td>乗合自動車 (バス、マイクロバス)</td> <td>2、20から29、200から299 (一部 5、50から59、500から599 7、70から79、700から799)</td> </tr> <tr> <td>特種自動車</td> <td>8、80から89、800から899</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 乗用自動車、軽自動車、特殊自動車及び二輪自動車は対象外 注2 使用の本拠の位置、自家用、営業用の区別にかかわらず規制対象</p> <p><b>【排出基準】</b></p> <table border="1" data-bbox="246 1299 1243 1661"> <thead> <tr> <th rowspan="2">両総重量区分</th> <th colspan="2">排出基準</th> <th colspan="2">排出基準を満たしていないおそれのある型式</th> </tr> <tr> <th>NOx</th> <th>PM</th> <th>ディーゼル車</th> <th>ガソリン車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.7t以下</td> <td>0.48g/km</td> <td>0.055g/km</td> <td>平成14年規制以前の適合車 (KP-, HW-, KE-, HA-, KA-, S-, P-, N-, K-, 記号なし)</td> <td>昭和56年規制以前の適合車 (L-, J-, H-, 記号なし)</td> </tr> <tr> <td>1.7t超2.5t以下</td> <td>0.63g/km</td> <td>0.06g/km</td> <td>平成15年規制以前の適合車 (KQ-, HX-, KJ-, HE-, KF-, HB-, KB-, S-, P-, N-, K-, 記号なし)</td> <td>平成元年規制以前の適合車 (T-, L-, J-, H-, 記号なし)</td> </tr> <tr> <td>2.5t超3.5t以下</td> <td>5.9g/kWh</td> <td>0.175g/kWh</td> <td>平成15年規制以前の適合車 (KR-, HY-, KG-, HC-, KC-, U-, S-, P-, N-, K-, 記号なし)</td> <td>平成4年規制以前の適合車 (Z-, T-, M-, J-, 記号なし)</td> </tr> <tr> <td>3.5t超</td> <td>5.9g/kWh</td> <td>0.49g/kWh</td> <td>平成6年規制以前の適合車 (KC-, W-, U-, P-, N-, K-, 記号なし)</td> <td>平成4年規制以前の適合車 (Z-, T-, M-, J-, 記号なし)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 標章の取扱いについて</p> <p>府は、対象車両への標章の交付業務を、業者委託している(大阪府流入車規制適合車等標章交付等業務、25,701,597円)。対象車両の所有者又は代理人(※2)は、</p>	車種	ナンバープレートの分類番号	貨物自動車 (トラック、バン等)	1、10から19、100から199 4、40から49、400から499 6、60から69、600から699	乗合自動車 (バス、マイクロバス)	2、20から29、200から299 (一部 5、50から59、500から599 7、70から79、700から799)	特種自動車	8、80から89、800から899	両総重量区分	排出基準		排出基準を満たしていないおそれのある型式		NOx	PM	ディーゼル車	ガソリン車	1.7t以下	0.48g/km	0.055g/km	平成14年規制以前の適合車 (KP-, HW-, KE-, HA-, KA-, S-, P-, N-, K-, 記号なし)	昭和56年規制以前の適合車 (L-, J-, H-, 記号なし)	1.7t超2.5t以下	0.63g/km	0.06g/km	平成15年規制以前の適合車 (KQ-, HX-, KJ-, HE-, KF-, HB-, KB-, S-, P-, N-, K-, 記号なし)	平成元年規制以前の適合車 (T-, L-, J-, H-, 記号なし)	2.5t超3.5t以下	5.9g/kWh	0.175g/kWh	平成15年規制以前の適合車 (KR-, HY-, KG-, HC-, KC-, U-, S-, P-, N-, K-, 記号なし)	平成4年規制以前の適合車 (Z-, T-, M-, J-, 記号なし)	3.5t超	5.9g/kWh	0.49g/kWh	平成6年規制以前の適合車 (KC-, W-, U-, P-, N-, K-, 記号なし)	平成4年規制以前の適合車 (Z-, T-, M-, J-, 記号なし)	<p>1 標章について、申請書の不備等により委託業者から府に返却されるものや、二重交付等により申請者から委託業者を通じて返却されるものがあるが、その枚数や固有番号が府及び委託業者において確認されていない。</p> <p>2 府は委託業者が行った審査や入力データに誤りがないか確認していない。</p> <p><b>【大阪府生活環境の保全等に関する条例】</b> (車種規制適合車等の使用義務)</p> <p>第40条の15 対策地域を発地又は着地として対象自動車の運行を行う者は、車種規制適合車等を使用しなければならない。ただし、災害等が発生したときその他規則で定めるときは、この限りでない。 (適合車等標章の表示)</p> <p>第40条の16 対策地域を発地又は着地として車種規制適合車等の運行を行う者は、当該車種規制適合車等に、規則で定める標章(以下「適合車等標章」という。)を、規則で定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>2 知事は、車種規制適合車等の所有者又は使用者からの請求に基づき、適合車等標章を交付するものとする。</p> <p>3 前項の請求は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出してしなければならない。</p> <p>1 車種規制適合車又は経過措置対象車の別 2 自動車登録番号 3 車台番号 4 型式 5 原動機の型式 6 使用者の氏名又は名称 7 使用の本拠の位置</p> <p>4 前項の書面には、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による自動車検査証の写しその他当該自動車に車種規制適合車等であることを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>5 第2項の規定により適合車等標章の交付を受けた者は、第3項第2号、第6号又は第7号に掲げる事項に変更が生じたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 (車種規制適合車等の使用命令等)</p> <p>第40条の17 知事は、第40条の15の規定に違反している者に対し、同条の規定による車種規制適合車等の使用を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、前条第1項の規定に違反している者に対し、同項の規定による適合車等標章の表示を命ずることができる。</p>	<p>1 返却分の標章について、正確な枚数及び固有番号を委託業者が報告し、府が確認するよう、手順や方法を改善されたい。</p> <p>2 抽出等の方法により、委託業者が行った入力事務等の正確性について確認されたい。</p>
車種	ナンバープレートの分類番号																																						
貨物自動車 (トラック、バン等)	1、10から19、100から199 4、40から49、400から499 6、60から69、600から699																																						
乗合自動車 (バス、マイクロバス)	2、20から29、200から299 (一部 5、50から59、500から599 7、70から79、700から799)																																						
特種自動車	8、80から89、800から899																																						
両総重量区分	排出基準		排出基準を満たしていないおそれのある型式																																				
	NOx	PM	ディーゼル車	ガソリン車																																			
1.7t以下	0.48g/km	0.055g/km	平成14年規制以前の適合車 (KP-, HW-, KE-, HA-, KA-, S-, P-, N-, K-, 記号なし)	昭和56年規制以前の適合車 (L-, J-, H-, 記号なし)																																			
1.7t超2.5t以下	0.63g/km	0.06g/km	平成15年規制以前の適合車 (KQ-, HX-, KJ-, HE-, KF-, HB-, KB-, S-, P-, N-, K-, 記号なし)	平成元年規制以前の適合車 (T-, L-, J-, H-, 記号なし)																																			
2.5t超3.5t以下	5.9g/kWh	0.175g/kWh	平成15年規制以前の適合車 (KR-, HY-, KG-, HC-, KC-, U-, S-, P-, N-, K-, 記号なし)	平成4年規制以前の適合車 (Z-, T-, M-, J-, 記号なし)																																			
3.5t超	5.9g/kWh	0.49g/kWh	平成6年規制以前の適合車 (KC-, W-, U-, P-, N-, K-, 記号なし)	平成4年規制以前の適合車 (Z-, T-, M-, J-, 記号なし)																																			

委託業者に標章の交付申請を行い、排出基準への適合等の要件を満たせば、交付を受けることができる。交付に当たり、委託業者は、各標章固有の番号、自動車の登録番号及び使用者の氏名などのデータを入力する。なお、業務完了時に、未使用の標章がある場合（※3）は、委託業者から府に返却される。

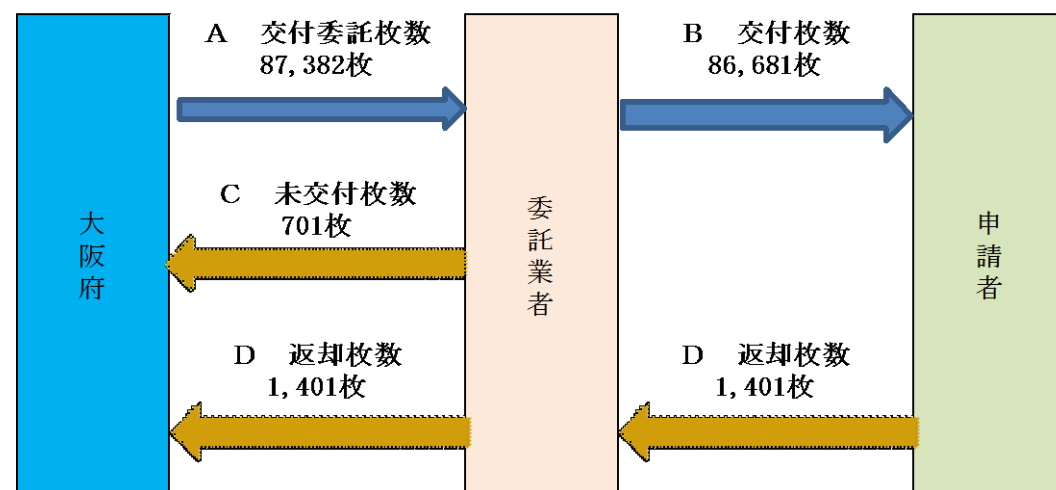
（※2）ディーラー、整備工場、リース会社など

（※3）未使用の標章が生じる原因は、以下の2つである。

- (1) 書類の不備や過去に標章の申請をして登録済みなどのため、標章の固有番号を割り当てたものの、標章を交付しなかったため返却される場合（下表の「C 未交付枚数」）。この場合は、上記のデータ入力はなされていない。
- (2) 書類の不備などが無く申請先へ標章を交付したものの、申請者の二重申請（例えばディーラーと所有者）などにより、返却される場合（下表の「D 交付後返却された枚数」）。この場合は、上記のデータ入力が行なわれている。

【平成26年度の標章の交付・返却の状況・フロー】

A 府が委託業者に交付した枚数	87,382枚
B 委託業者が申請者に交付した枚数	86,681枚
C 未交付枚数（=A-B）	701枚
D 申請者に交付後返却された枚数	1,401枚
E 委託業者が府に返却した枚数（=C+D）	2,102枚
F 貼付された標章の理論値（A-E）：未確認	85,280枚



措置の内容

1 返却分の標章の確認について

- ・平成27年9月から、前月分を確認する月次検査において、委託業者より返却分の標章の枚数及び固有番号を記載したリストを提出させ、全ての返却分の標章が適正に保管されていることを確認の上、翌月までに府に当該標章を返却させるようにした。

2 入力事務等の正確性の確認について

- ・平成27年9月から、前月分を確認する月次検査において、委託業者が標章を交付した案件（約7,000件／月）より一部（100件）を抽出し、標章請求事業者の請求書と入力データの照合を行い、審査が適切に実施され、正確に入力されていることを確認するようにした。

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年6月19日から同年7月10日まで）

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課	<p>大阪府民の森の指定管理者との管理運営業務契約書においては、指定管理者の業務を他に委託し、又は請負わせる（以下「委託等」という）場合は、府の書面による承諾を得る必要があると定めている。</p> <p>しかしながら、「府民の森管理運営業務」に係る指定管理者は、平成26年度の業務の委託等に際し、府に書面を提出しているが、当該書面の内容は、業務の名称、業務の委託等内容、予定金額にとどまっており、委託等先の名称や委託等の理由が記載されていなかったにもかかわらず、府は委託等を承認していた。</p> <table border="1" data-bbox="522 768 1700 1362"> <thead> <tr> <th>指定管理者名</th> <th>履行場所</th> <th>委託等業務内容</th> <th>指定管理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>(北河内地区) くろんど園地 ほしだ園地 緑の文化園むろ いけ園地</td> <td>警備、清掃、施設 点検・維持管理等</td> <td>平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>(中河内地区) くさか園地 ぬかた園地 なるかわ園地 みずのみ園地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>(南河内地区) ちはや園地</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指定管理者名	履行場所	委託等業務内容	指定管理期間	A	(北河内地区) くろんど園地 ほしだ園地 緑の文化園むろ いけ園地	警備、清掃、施設 点検・維持管理等	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで	B	(中河内地区) くさか園地 ぬかた園地 なるかわ園地 みずのみ園地			C	(南河内地区) ちはや園地			<p>委託等禁止条項の趣旨を踏まえ、今後は、委託等先の名称、理由を書面に盛り込むなど、委託等の許可事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府民の森（北河内地区）管理運営業務契約書】 （再委託の禁止等） 第23条 乙（指定管理者）は、管理運営業務を他に委託し、又は請負わせるはならない。ただし、甲（大阪府）の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>各指定管理者と協議し、今年度既契約の主要業務の再委託に当たるものについて、委託先の名称、理由を記載した再委託契約報告書を提出させ、内容確認後、文書により承認した。</p> <p>今後、「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」に基づき、適正な事務処理に努めていく。</p>
指定管理者名	履行場所	委託等業務内容	指定管理期間																
A	(北河内地区) くろんど園地 ほしだ園地 緑の文化園むろ いけ園地	警備、清掃、施設 点検・維持管理等	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで																
B	(中河内地区) くさか園地 ぬかた園地 なるかわ園地 みずのみ園地																		
C	(南河内地区) ちはや園地																		

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年6月19日から同年7月10日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
--------	------	----------	-------



<p>環境農林水産部 流通対策室</p>	<p>「大阪産（もん）食材検討会in東京」実施業務（1,000,000円）は、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により、契約の相手が「特定の者でなければ履行できないもの」として比較見積を省略し、業務を委託していた。</p> <p>本契約の締結に当たり、府の委託契約書の標準様式を使用せず、再委託が原則禁止、又は、例外的に認める場合でも、府の承認を義務付ける条項が記載されていない委託契約書を使用していた。</p> <p>当該契約は、委託先の専門性を評価して業務を委託したものであり、委託契約書に再委託の禁止等を義務付ける必要があった。</p>	<p>委託先の専門性を評価して契約を締結する際、委託契約書には、再委託が原則禁止、又は、例外的に認める場合でも、府の承認を義務付けることを明記されたい。</p> <p>(参考)</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (見積書の徴取)</p> <p>第62条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p><b>【大阪府財務規則の運用第62条関係】</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、次に掲げるものについては、契約の相手方を見積書を徴取し、予定価格と対査して当該価格が適当であるかどうかを検討し、価額が適正と認められるものについては比較見積を省略することができる。</p> <p>(1) 特定の者でなければ履行できないもの (以下略)</p>	<p>平成27年9月8日に開催した室補佐会議において、今後の契約事務に当たっては、大阪府契約局が作成している契約書案を用いて締結することとし、再委託禁止項目の漏れがないよう徹底するように指示した。</p> <p>また、この内容を全グループ員へ周知し、決裁時には契約書案を確認するよう徹底した。</p>
--------------------------	--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年6月19日から同年7月10日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
--------	------	----------	-------

都市整備部  
八尾土木事務所

契約金額が500万円以上の契約については、大阪府暴力団排除条例及び総務部契約局総務委託物品課通知により、元請人や下請人等から暴力団員等ではない旨の誓約書を提出させることとなっているが、以下の契約について下請人から誓約書を入手していなかった。

契約名称	契約金額	契約期間
主要地方道 大阪中央環状線金岡跨道橋(北行)外橋梁補修工事	50,457,600円	平成26年9月29日から平成27年2月27日まで

契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われない。

【大阪府暴力団排除条例】  
(公共工事等からの暴力団の排除に関する措置)

第11条

2 知事は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

【大阪府暴力団排除条例に基づく事業者からの「誓約書」の提出の徹底について(平成24年3月9日 大阪府総務部契約局総務委託物品課通知)】

公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、平成23年4月1日から大阪府暴力団排除条例が施行されており、公共工事等の受注に際し、大阪府と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となっています。

本制度の趣旨を理解され、大阪府と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、下記のとおり、「誓約書」の提出を徹底してください。

記

1 対象 契約金額500万円以上の元請負人及び下請負人等(施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。)

(以下略)

本件監査結果を事務所内で周知するとともに、今後は、契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行うよう注意喚起した。

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
富田林土木事務所	<p>契約金額が500万円以上の契約については、大阪府暴力団排除条例及び総務部契約局総務委託物品課通知により、元請人や下請人等から暴力団員等ではない旨の誓約書を提出させることとなっているが、以下の契約について元請人及び下請人から誓約書を入手していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="560 663 1332 913"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>契約金額</th> <th>契約期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画道路 堺松原線 電線共同溝整備に伴う引込管等工事委託（天美北工区その1）</td> <td>30,035,880円</td> <td>平成25年12月20日から 平成26年7月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、以下の契約について、下請人から誓約書を入手していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="560 1037 1332 1409"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>契約金額</th> <th>契約期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画道路 堺松原線 舗装道新設工事（三宅工区）</td> <td>180,687,240円</td> <td>平成26年2月24日から 平成27年2月27日まで</td> </tr> <tr> <td>都市計画道路 堺松原線 照明灯設置工事</td> <td>100,697,040円</td> <td>平成26年8月22日から 平成27年3月20日まで</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	契約金額	契約期間	都市計画道路 堺松原線 電線共同溝整備に伴う引込管等工事委託（天美北工区その1）	30,035,880円	平成25年12月20日から 平成26年7月30日まで	契約名称	契約金額	契約期間	都市計画道路 堺松原線 舗装道新設工事（三宅工区）	180,687,240円	平成26年2月24日から 平成27年2月27日まで	都市計画道路 堺松原線 照明灯設置工事	100,697,040円	平成26年8月22日から 平成27年3月20日まで	<p>契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府暴力団排除条例】 （公共工事等からの暴力団の排除に関する措置） 第11条</p> <p>2 知事は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。</p> <p>【大阪府暴力団排除条例に基づく事業者からの「誓約書」の提出の徹底について（平成24年3月9日 大阪府総務部契約局総務委託物品課通知）】 公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、平成23年4月1日から大阪府暴力団排除条例が施行されており、公共工事等の受注に際し、大阪府と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となっています。 本制度の趣旨を理解され、大阪府と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、下記のとおり、「誓約書」の提出を徹底してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象 契約金額500万円以上の元請負人及び下請負人等（施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。） (以下略)</p>	<p>監査結果を事務所職員全員に周知するとともに、今後は、契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行うよう指導した。</p>
契約名称	契約金額	契約期間																
都市計画道路 堺松原線 電線共同溝整備に伴う引込管等工事委託（天美北工区その1）	30,035,880円	平成25年12月20日から 平成26年7月30日まで																
契約名称	契約金額	契約期間																
都市計画道路 堺松原線 舗装道新設工事（三宅工区）	180,687,240円	平成26年2月24日から 平成27年2月27日まで																
都市計画道路 堺松原線 照明灯設置工事	100,697,040円	平成26年8月22日から 平成27年3月20日まで																

行政財産使用料徴収手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
<p>公衆衛生研究所</p>	<p>行政財産使用許可に係る使用料の徴収事務において、平成27年度分について使用開始の前日（平成26年度末）までに使用料を徴収していないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="379 548 1448 774"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 548 477 663">使用目的</th> <th data-bbox="486 548 804 663">使用許可期間</th> <th data-bbox="813 548 1092 663">年間使用料</th> <th data-bbox="1101 548 1448 663">納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 669 477 774">電柱</td> <td data-bbox="486 669 804 774">平成26年4月1日から平成31年3月31日</td> <td data-bbox="813 669 1092 774">2,600円</td> <td data-bbox="1101 669 1448 774">平成27年5月29日</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日	電柱	平成26年4月1日から平成31年3月31日	2,600円	平成27年5月29日	<p>行政財産使用料の徴収について、今後は法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div data-bbox="1478 548 2160 705" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【行政財産使用料条例】</b>            第4条 使用料は、使用開始の前日に全部を納付させなければならない。（以下 略）</p> </div>	<p>平成27年11月13日に総務課担当者に対して監査結果の情報共有を行い、会計事務に係るルールの周知徹底及び事務を適正に行うよう指導を行った。また今後、担当者と決裁権者によるダブルチェックを徹底することを確認した。            今後は、会計事務の適正な事務執行に努める。</p>
使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日								
電柱	平成26年4月1日から平成31年3月31日	2,600円	平成27年5月29日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年1月13日、事務局：平成27年11月12日）

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
環境農林水産部 水産課	<p>J Rの利用区間について、連続する区間に対する定期券額よりも、利用区間を分割した場合の定期券額の方が安価となる場合は、後者で認定することとなっているにもかかわらず、連続する区間に対する定期券額で認定しているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="617 621 1501 774"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年4月 ～平成27年9月</td> <td>142,090円</td> <td>137,430円</td> <td>4,660円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額	平成27年4月 ～平成27年9月	142,090円	137,430円	4,660円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理が行われたい。</p> <p>【給与事務の手引 16. 通勤手当確認及び決定事務6 運賃等】 (7) J R分割定期券による認定</p> <p>J Rの利用区間について、連続する区間に対する定期券額よりも、利用区間を分割した場合の定期券額の方が安価となる場合は、分割した定期券の額で算出する。</p>	<p>平成27年10月分から分割認定を行った。 今後、関係条例や規則の規定に基づき、より一層厳正な事務の執行に努める。</p>
支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額								
平成27年4月 ～平成27年9月	142,090円	137,430円	4,660円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月19日から平成27年7月10日まで）

通勤認定事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>西大阪治水事務所</p>	<p>『通勤認定チェックシート』による通勤認定の確認等について（平成27年3月2日事務連絡）に基づき、所属職員111人の通勤認定の確認等を、同年3月末までに行うべきところ、処理期間を過ぎ、4月に実施していた。</p> <p>また、これに伴い、平成27年4月1日付けで転出した職員24人に係る「通勤認定チェックシート」等の新所属への引継を行っていなかった。</p>	<p>收受文書等を関係職員で情報共有し、適正な業務運営を行われたい。</p> <p>【総務サービス課から各所属長への事務連絡】（平成27年3月2日）</p> <p>「通勤認定チェックシート」による通勤認定の確認等について</p> <p>職員の通勤認定については、「通勤認定の取扱いについて（平成27年3月2日人企第2103号）」が平成27年4月1日から実施されることとなりました。</p> <p>つきましては、これに伴い、現に通勤手当を支給されている職員の通勤認定における「届出経路」及び「認定経路」について、当該通知による新たなルールに合致しているかを確認する必要がありますので、貴所属の職員に「平成27年4月以降の通勤認定の取扱い」により新たなルールの概要を周知いただくとともに、「通勤認定チェックシート」及び自宅から自宅最寄駅までの地図等の提出を求め、平成27年4月1日以降、通勤認定を変更する必要があるかについて、3月末までにご確認いただくようお願いいたします。</p> <p>なお、職員から提出された「通勤認定チェックシート」は、人事異動の際に通勤認定書類に添えて新所属へ引継をしてください。</p>	<p>本件監査結果を所内に周知するとともに、今後は、收受文書等は関係職員で情報共有することとし、適正な業務運営を行うよう注意喚起した。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年11月26日）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																																
公衆衛生研究所	<p>管外旅費における精算事務において、旅費の確定後、30日以内に精算が行われていないものがあった。</p> <p>1 旅行取り止めにより戻入額が発生したもの</p> <table border="1" data-bbox="368 590 1436 667"> <thead> <tr> <th>出張内容</th> <th>旅行日</th> <th>戻入額</th> <th>精算書の起票日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県庁</td> <td>平成26年10月24日</td> <td>1,940円</td> <td>平成26年12月5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 概算払い額と精算額が一致し、過払いや支給不足が発生しなかったもの</p> <table border="1" data-bbox="368 751 1436 1776"> <thead> <tr> <th>出張内容</th> <th>旅行日</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算書の起票日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京国際フォーラム</td> <td>平成26年4月11日から同月12日</td> <td>37,600円</td> <td>平成26年6月10日</td> </tr> <tr> <td>東京都健康安全研究センター</td> <td>平成26年5月7日から同月8日</td> <td>15,040円</td> <td>平成26年6月13日</td> </tr> <tr> <td>ヒルトン福岡シーホーク</td> <td>平成26年6月18日から同月20日</td> <td>48,150円</td> <td>平成26年8月12日</td> </tr> <tr> <td>タワーホール船堀(2件)</td> <td>平成26年6月25日から同月27日</td> <td>46,540円</td> <td>平成26年8月12日</td> </tr> <tr> <td>タワーホール船堀</td> <td>平成26年6月25日から同月27日</td> <td>46,910円</td> <td>平成26年12月2日</td> </tr> <tr> <td>タワーホール船堀</td> <td>平成26年6月26日から同月27日</td> <td>38,400円</td> <td>平成26年8月12日</td> </tr> <tr> <td>東京都健康安全研究センター</td> <td>平成26年8月29日</td> <td>29,860円</td> <td>平成26年10月22日</td> </tr> <tr> <td>国立感染症研究所村山庁舎</td> <td>平成26年10月6日から同月24日</td> <td>174,820円</td> <td>平成26年12月5日</td> </tr> <tr> <td>京王プラザホテル</td> <td>平成26年10月18日から同月19日</td> <td>2,600円</td> <td>平成26年12月5日</td> </tr> <tr> <td>ウイंक愛知(2件)</td> <td>平成26年10月24日</td> <td>13,120円</td> <td>平成26年12月5日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県庁(4件)</td> <td>平成26年10月24日</td> <td>1,680円～2,500円</td> <td>平成26年12月5日</td> </tr> <tr> <td>東京都庁(2件)</td> <td>平成26年10月27日から同年10月28日</td> <td>37,600円</td> <td>平成26年12月2日</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人日本分析センター</td> <td>平成26年12月16日から同月19日</td> <td>58,040円</td> <td>平成27年3月18日</td> </tr> </tbody> </table>	出張内容	旅行日	戻入額	精算書の起票日	滋賀県庁	平成26年10月24日	1,940円	平成26年12月5日	出張内容	旅行日	旅費支給額	精算書の起票日	東京国際フォーラム	平成26年4月11日から同月12日	37,600円	平成26年6月10日	東京都健康安全研究センター	平成26年5月7日から同月8日	15,040円	平成26年6月13日	ヒルトン福岡シーホーク	平成26年6月18日から同月20日	48,150円	平成26年8月12日	タワーホール船堀(2件)	平成26年6月25日から同月27日	46,540円	平成26年8月12日	タワーホール船堀	平成26年6月25日から同月27日	46,910円	平成26年12月2日	タワーホール船堀	平成26年6月26日から同月27日	38,400円	平成26年8月12日	東京都健康安全研究センター	平成26年8月29日	29,860円	平成26年10月22日	国立感染症研究所村山庁舎	平成26年10月6日から同月24日	174,820円	平成26年12月5日	京王プラザホテル	平成26年10月18日から同月19日	2,600円	平成26年12月5日	ウイंक愛知(2件)	平成26年10月24日	13,120円	平成26年12月5日	滋賀県庁(4件)	平成26年10月24日	1,680円～2,500円	平成26年12月5日	東京都庁(2件)	平成26年10月27日から同年10月28日	37,600円	平成26年12月2日	公益財団法人日本分析センター	平成26年12月16日から同月19日	58,040円	平成27年3月18日	<p>概算払を受けた旅費の精算手続について、大阪府財務規則の規定に基づき適正な処理を行うよう、全職員に徹底されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b> (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 (1) 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>平成27年11月13日に全職員に対して監査結果の情報共有を行い、財務規則の規定の周知徹底を図った。併せて総務課担当者に事務を適正に行うよう指導し、今後は担当者と決裁権者によるダブルチェックを徹底することを確認した。 今後は、会計事務の適正な事務執行に努める。</p>
出張内容	旅行日	戻入額	精算書の起票日																																																																
滋賀県庁	平成26年10月24日	1,940円	平成26年12月5日																																																																
出張内容	旅行日	旅費支給額	精算書の起票日																																																																
東京国際フォーラム	平成26年4月11日から同月12日	37,600円	平成26年6月10日																																																																
東京都健康安全研究センター	平成26年5月7日から同月8日	15,040円	平成26年6月13日																																																																
ヒルトン福岡シーホーク	平成26年6月18日から同月20日	48,150円	平成26年8月12日																																																																
タワーホール船堀(2件)	平成26年6月25日から同月27日	46,540円	平成26年8月12日																																																																
タワーホール船堀	平成26年6月25日から同月27日	46,910円	平成26年12月2日																																																																
タワーホール船堀	平成26年6月26日から同月27日	38,400円	平成26年8月12日																																																																
東京都健康安全研究センター	平成26年8月29日	29,860円	平成26年10月22日																																																																
国立感染症研究所村山庁舎	平成26年10月6日から同月24日	174,820円	平成26年12月5日																																																																
京王プラザホテル	平成26年10月18日から同月19日	2,600円	平成26年12月5日																																																																
ウイंक愛知(2件)	平成26年10月24日	13,120円	平成26年12月5日																																																																
滋賀県庁(4件)	平成26年10月24日	1,680円～2,500円	平成26年12月5日																																																																
東京都庁(2件)	平成26年10月27日から同年10月28日	37,600円	平成26年12月2日																																																																
公益財団法人日本分析センター	平成26年12月16日から同月19日	58,040円	平成27年3月18日																																																																

監査(検査)実施年月日(委員:平成28年1月13日、事務局:平成27年11月12日)

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
<p>公衆衛生研究所</p>	<p>公衆衛生研究所が管理する全ての工作物について、紙ベースでの台帳管理は行われているものの、公有財産台帳管理システムに登録されていなかった。</p> <p>平成26年度末における未登録の工作物</p> <table border="1" data-bbox="359 741 1347 877"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雑工作物、囲障、門ほか</td> <td>28件</td> <td>51,271,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種目	件数	金額	雑工作物、囲障、門ほか	28件	51,271,000円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、全ての工作物について、公有財産台帳管理システムに登録するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> (台帳の登録単位)</p> <p>第3条 前条に規定する財産の台帳登録にあたっては、施設単位で作成するものとし、その施設を構成している土地、建物、工作物などについて、次の各号に掲げる単位ごとに登録を行う。 (以下略)</p> <p>(台帳の取得登録)</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。(以下略) (注：システム＝公有財産台帳管理システム)</p> <p>別表1. 公有財産種別種目整理表 (抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1391 1341 2086 1499"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種目名称</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>囲障</td> <td>さく、へい、生垣等</td> </tr> </tbody> </table> </div>	種別	種目名称	摘要	工作物	囲障	さく、へい、生垣等	<p>全ての工作物について平成27年12月初旬までに公有財産台帳管理システムに登録を行った。</p> <p>併せて平成27年11月13日に総務課担当者に対し、監査結果の情報共有を行い、公有財産台帳等の整備について周知を図り、今後の事務を適正に行うよう指導した。</p> <p>また、今後の公有財産についての事務処理について、適正に行うよう努める。</p>
種目	件数	金額													
雑工作物、囲障、門ほか	28件	51,271,000円													
種別	種目名称	摘要													
工作物	囲障	さく、へい、生垣等													

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年1月13日、事務局：平成27年11月12日）



対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
池田土木事務所	<p>平成26年度の公有財産の使用許可又は貸付けについて、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="546 537 1311 806"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>種別</th> <th>内容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政財産使用許可</td> <td>土地</td> <td>登録漏れ</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>普通財産貸付</td> <td>土地</td> <td>登録漏れ</td> <td>5件</td> </tr> </tbody> </table>	項目	種別	内容	件数	行政財産使用許可	土地	登録漏れ	2件	普通財産貸付	土地	登録漏れ	5件	<p>公有財産台帳システムに登録するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>  (使用許可又は貸付状況)  第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。  2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	<p>監査において検出された不備事項について、公有財産台帳システムに登録を行った。</p> <p>また、資産の使用許可又は貸付に関する情報について、公有財産台帳管理システムに登録を行う旨、事務所内で周知徹底を図った。</p> <p>今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
項目	種別	内容	件数												
行政財産使用許可	土地	登録漏れ	2件												
普通財産貸付	土地	登録漏れ	5件												

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年11月2日から同年12月28日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
池田土木事務所	<p>「主要地方道 豊中亀岡線 桜井谷小学校前歩道橋撤去工事」（契約金額：8,024,400円、契約期間：平成26年10月23日～平成27年3月25日）により、当該歩道橋が撤去されているにもかかわらず、公有財産台帳からの除却処理が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="605 621 1302 787"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>除却資産の取得価額</th> <th>除却資産の簿価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桜井谷小学校前歩道橋</td> <td>14,515,370円</td> <td>1円</td> </tr> </tbody> </table>	財産名称	除却資産の取得価額	除却資産の簿価	桜井谷小学校前歩道橋	14,515,370円	1円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、撤去された資産については、公有財産台帳からの除却処理を行われない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）</p> <p>（台帳価格） 第12条 （5）売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。 ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合 登録されている取得価額を除却する。 イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p>	<p>監査において検出された不備事項について、公有財産管理台帳システムにおいて、除却処理を行った。</p> <p>また、公有財産台帳の登録誤りを防止するため、発注時及び支払時において複数人で確認するよう事務所内で周知徹底を行った。</p> <p>今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
財産名称	除却資産の取得価額	除却資産の簿価							
桜井谷小学校前歩道橋	14,515,370円	1円							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年11月2日から同年12月28日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
富田林土木事務所	<p>平成26年度の公有財産の使用許可について、公有財産台帳に登録されていないもの及び登録内容が誤っているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="498 583 1240 968"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>種別</th> <th>内容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政財産使用許可</td> <td>土地</td> <td>登録漏れ</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>行政財産使用許可</td> <td>土地</td> <td>「終了日」及び「年間使用料」の登録誤り</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>普通財産貸付</td> <td>土地</td> <td>登録漏れ</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	項目	種別	内容	件数	行政財産使用許可	土地	登録漏れ	13件	行政財産使用許可	土地	「終了日」及び「年間使用料」の登録誤り	1件	普通財産貸付	土地	登録漏れ	1件	<p>公有財産台帳システムの登録、または登録内容を修正するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>  (使用許可又は貸付状況)  第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。  2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	<p>監査において検出された不備事項については、公有財産台帳等管理システムにおいて、登録及び修正を行った。</p> <p>また、公有財産台帳の登載誤りを防止するため、発注時及び支払時において複数人で確認するよう事務所内で周知徹底を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
項目	種別	内容	件数																
行政財産使用許可	土地	登録漏れ	13件																
行政財産使用許可	土地	「終了日」及び「年間使用料」の登録誤り	1件																
普通財産貸付	土地	登録漏れ	1件																

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年1月12日、事務局：平成27年11月6日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
岸和田土木事務所	<p>資産の一部が除却された場合、滅失した部分相当額を、公有財産台帳に登録されている取得価額から除却する必要がある。しかし、「一般国道170号 舗装道補修工事その3」(契約金額: 41,720,400円、契約期間: 平成26年12月24日から平成27年3月13日)における道路舗装の一部撤去について、過去に公有財産台帳に登録されていた資産の取得価額から除却せず、平成26年度に新設した資産から除却処理を行っていた。その結果、過去に取得した資産が過大に、新設した資産が過小計上されていた。</p> <table border="1" data-bbox="546 747 1501 835"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>除却資産の取得価額</th> <th>除却資産の簿価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道170号 (岸和田市)</td> <td>5,094,923円</td> <td>2,651,248円</td> </tr> </tbody> </table>	財産名称	除却資産の取得価額	除却資産の簿価	国道170号 (岸和田市)	5,094,923円	2,651,248円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、撤去された資産については、撤去の対象となった資産から除却処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> (台帳の異動登録)</p> <p>第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等(以下「異動」という。)により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。(以下略)</p> <p>(台帳価格)</p> <p>第12条</p> <p>(5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額(以下「除却」という。)する。</p> <p>ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合 登録されている取得価額を除却する。</p> <p>イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p> </div>	<p>監査において検出された不備事項について、公有財産台帳管理システムに登録を行った。</p> <p>また、本件の内容について、関係グループ職員をはじめ、土木事務所内で周知徹底を図った。</p> <p>今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
財産名称	除却資産の取得価額	除却資産の簿価							
国道170号 (岸和田市)	5,094,923円	2,651,248円							

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年11月2日から同年12月28日まで)

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>環境農林水産部 環境管理室 環境保全課</p>	<p>大阪府気象観測局（末広公園局）において、微小粒 子状物質計を設置・固定するための鋼製架台の設置 工事を行い、523,756円を支出している。当該支出の うち、 既存設備の撤去に要した84,943円は、費用として計 上 すべきであったが資産に含めて計上していた。</p>	<p>固定資産保有の実態を公有財産台帳において適切 に表すため、既存施設の撤去解体に要した支出は資 産計上しないように是正されたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 【固定資産計上の基本方針】 1 (略) 2 取得後に、当該資産の価値を高め、又はそ の耐久性を増すことに要した支出は資産と して計上する。なお、この場合における付随 的支出についても前項の規定を準用する。 3 (略) 4 既存施設の撤去解体に要した支出につい ては資産計上しない。</p>	<p>当該工事について、既存施設の撤去に要した金 額を財務諸表上の費用として仕訳を行い、公有財 産台帳の減額修正を行った。</p> <p>また、本件の是正に当たり室内所属職員へ検出 事項等の内容を周知した。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領の規定 に基づき、適正な事務処理に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月19日から同年7月10日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
富田林土木事務所	<p>富田林土木事務所が委託した「島の谷上地区急傾斜地外詳細設計等委託（H26）」（契約金額6,962,760円）の委託対象4箇所のうち、「谷(2)地区急傾斜地」に係る業務は、費用処理すべき予備設計業務であったが、当該予備設計に係る支出金額1,740,000円が資産として処理されていた。その結果、平成26年度の財務諸表において資産が過大に、費用が過小に計上されていた。</p> <p>また、「都市計画道路 堺松原線 電線共同溝整備に伴う引込管等工事委託（天美北工区その1）」（契約額30,035,880円）については、財産計上されるべき支出額29,035,880円が、費用で処理されていた。</p> <p>その結果、平成26年度の財務諸表において資産が過小に、費用が過大に計上されていた。</p>	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。</p> <p>また、固定資産計上基準等を正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【公有財産台帳等処理要領】</b>  別表4 固定資産計上基準表  （固定資産計上の基本方針）</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。（略）</p> <p>別表4【1】取得時 から抜粋</p> <table border="1" data-bbox="1374 1045 2228 1497"> <thead> <tr> <th>財産種別</th> <th>科目</th> <th>主な支出内訳</th> <th>資産計上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工作物</td> <td rowspan="2">委託料</td> <td>実施設計費・詳細設計費・工事監理費 （工作物の取得又は新設・築造工事に関するもの）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>上記以外の設計費・工事監理費（基本計画・基本設計・概略設計・予備設計）</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>（資産計上○：資産として計上する 資産計上×：費用として計上する）</p> </div>	財産種別	科目	主な支出内訳	資産計上	工作物	委託料	実施設計費・詳細設計費・工事監理費 （工作物の取得又は新設・築造工事に関するもの）	○	上記以外の設計費・工事監理費（基本計画・基本設計・概略設計・予備設計）	×	<p>監査において検出された不備事項については、費用及び資産計上を修正した。</p> <p>また、資産と費用の区分誤りを防止するため、発注時及び支払時において複数人で確認するよう事務所内で周知徹底を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
財産種別	科目	主な支出内訳	資産計上										
工作物	委託料	実施設計費・詳細設計費・工事監理費 （工作物の取得又は新設・築造工事に関するもの）	○										
		上記以外の設計費・工事監理費（基本計画・基本設計・概略設計・予備設計）	×										

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
北部流域下水道事務所	平成26年度に、安威川流域下水道中央水みらいセンター内の建物2棟（焼却炉棟及びバンカー棟）の外壁改修等工事を実施しており、そのうち、本来費用として処理する必要がある支出（焼却炉棟の改修：13,016,678円、バンカー棟：5,211,756円）を資産として処理した結果、平成26年度の財務諸表において資産が過大に、費用が過小に計上されていた。	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。また、固定資産計上基準等を正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 【固定資産計上の基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>略</li> <li>取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。後略</li> <li>日常の維持管理、及びき損・損耗した財産の原状回復等機能維持に要した支出については資産計上しない。</li> <li>略</li> </ol> <p>別表4【1】取得後 から抜粋 財産種別：建物 (資産計上×：費用として計上する)</p> <table border="1" data-bbox="1368 1150 2318 1318"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>主な支出内訳</th> <th>資産計上</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事請負費</td> <td>建物修繕費</td> <td>×</td> <td>き損・損耗した建物を現状まで回復させる工事（補修工事、防水工事、外壁工事、塗装工</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 同一工事として、新設（資産計上するもの）と補修（資産計上しないもの）が一括発注されている場合、資産に計上する支出と、資産に計上しない支出に仕分することを基本とするが、仕分が実務上困難な場合は全てを資産として計上することも可能。</p>	科目	主な支出内訳	資産計上	備考	工事請負費	建物修繕費	×	き損・損耗した建物を現状まで回復させる工事（補修工事、防水工事、外壁工事、塗装工	<p>監査において検出された事項について、固定資産計上基準等に照らし費用として計上すべき金額については、公有財産台帳から除外することとし、公有財産台帳の修正を行うとともに、本事案及び同基準等の趣旨について、所内において周知徹底を図った。</p> <p>今後は、財産活用課等とも協議しながら、同基準等庁内ルールに基づく適正な事務処理に努める。</p>
科目	主な支出内訳	資産計上	備考								
工事請負費	建物修繕費	×	き損・損耗した建物を現状まで回復させる工事（補修工事、防水工事、外壁工事、塗装工								

財務諸表の計上誤り  
(減損損失)

対象部局室課名	検出事項	是正を求める事項	措置の内容									
中央卸売市場	<p>地方公営企業会計制度の見直しにより、平成26年度から減損会計が導入され、大阪府中央卸売市場（以下「市場」という。）では決算整理として、資産の評価を行うことを規定している。</p> <p>平成26年度決算では、固定資産が遊休状態になった場合は減損の兆候に該当し、回収可能価額を見積り、減損損失を計上する必要があるが、提出された決算書においては、以下の固定資産について減損損失が計上されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="546 726 1430 1283"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>平成26年度末帳簿価額</th> <th>遊休の状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線路設備</td> <td>75,151千円</td> <td>平成4年から使用を休止しており、平成26年度末においても使用されておらず、将来の利用見込みもない。</td> </tr> <tr> <td>電話加入権（2本）</td> <td>161千円</td> <td>長期間（10年以上）使用を休止しており、平成26年度末においても使用されておらず、将来の利用見込みもない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお市場は、平成27年7月に、上記固定資産について回収可能価額はないものと判断して、線路設備は備忘価額1円を除く帳簿価額全額、電話加入権は回収可能価額3千円を除く帳簿価額を減損損失として計上する決算訂正を行っている。</p>	種別	平成26年度末帳簿価額	遊休の状態	線路設備	75,151千円	平成4年から使用を休止しており、平成26年度末においても使用されておらず、将来の利用見込みもない。	電話加入権（2本）	161千円	長期間（10年以上）使用を休止しており、平成26年度末においても使用されておらず、将来の利用見込みもない。	<p>今後、決算整理においては、遊休状態にある固定資産について減損損失の未計上とならないよう、固定資産の使用状況を十分確認を行うなど、適正な事務手続を行われたい。</p> <p>【地方公営企業法施行規則】</p> <p>(資産の評価)</p> <p>第8条 資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得原価又は出資した金額をもって帳簿価額としなければならない。</p> <p>2 譲与、贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とする。</p> <p>3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額として当該各号に定める価格を付さなければならない。</p> <p>(1) 第3号及び第4号に掲げる資産以外の資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より著しく低いもの（当該資産の時価がその時の帳簿価額まで回復すると認められるものを除く。） 事業年度の末日における時価</p> <p>(2) 固定資産であつて、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもの その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額</p> <p>(以下略)</p> <p>【大阪府企業財務規則】</p> <p>(決算整理)</p> <p>第55条 局長等は、毎事業年度終了後、速やかに、次に掲げる事務を行わなければならない。</p> <p>1 資産の評価を行うこと。 (以下略)</p>	<p>地方公営企業会計基準が見直されたこと等を受け、平成26年度決算に減損損失を計上し決算報告した。</p> <p>今後は市場の資産について、減損の兆候を正確に判断し、減損損失が未計上とならないよう適切な会計処理に努める。</p>
種別	平成26年度末帳簿価額	遊休の状態										
線路設備	75,151千円	平成4年から使用を休止しており、平成26年度末においても使用されておらず、将来の利用見込みもない。										
電話加入権（2本）	161千円	長期間（10年以上）使用を休止しており、平成26年度末においても使用されておらず、将来の利用見込みもない。										



【「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」第2章】

第3 減損の兆候

固定資産又は固定資産グループ（「第8 固定資産のグルーピングの方法」における最小の単位をいう。）に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）がある場合には、当該固定資産又は固定資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行う。減損の兆候としては、例えば、次の事象が考えられる。

- (1) 固定資産又は固定資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること（注2）（注3）
- (2) 固定資産又は固定資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること（注4）（注5）
- (3) 固定資産又は固定資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること
- (4) 固定資産又は固定資産グループの市場価格が著しく下落したこと

<注2> (略)

<注3> (略)

<注4> (略)

<注5> 固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化について

固定資産又は固定資産グループが使用される範囲又は方法について生ずる当該固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化とは、固定資産又は固定資産グループが使用されている事業を廃止又は再編成すること、当初の予定よりも著しく早期に固定資産又は固定資産グループを処分すること、固定資産又は固定資産グループを当初の予定と異なる用途に転用すること、固定資産又は固定資産グループが遊休状態になったこと等をいう。

(資産減耗費)

対象部局室課名	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
中央卸売市場	<p>大阪府中央卸売市場（以下「市場」という。）が平成26年度末に資産計上している電話加入権15本について、実際には保有されていなかった。そのため、電話加入権について資産減耗費を計上する必要があるが、提出された決算書においては、以下の電話加入権について資産減耗費が計上されていなかった。</p> <p><b>【電話加入権の平成26年度末の状況】</b></p> <table border="1" data-bbox="557 659 1590 995"> <thead> <tr> <th data-bbox="557 659 765 732">本数</th> <th data-bbox="765 659 1015 732">帳簿価額（千円）</th> <th data-bbox="1015 659 1590 732">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="557 732 765 821">12本</td> <td data-bbox="765 732 1015 821">963</td> <td data-bbox="1015 732 1590 821">過年度に回線廃止されていたが、会計処理を失念していたもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="557 821 765 907">3本</td> <td data-bbox="765 821 1015 907">240</td> <td data-bbox="1015 821 1590 907">過年度に誤って資産計上されたもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="557 907 765 995">合計（15本）</td> <td data-bbox="765 907 1015 995">1,204</td> <td data-bbox="1015 907 1590 995"></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお市場は、平成27年7月に、上記電話加入権について、帳簿価額全額を資産減耗費として計上する決算訂正を行っている。</p>	本数	帳簿価額（千円）	摘要	12本	963	過年度に回線廃止されていたが、会計処理を失念していたもの	3本	240	過年度に誤って資産計上されたもの	合計（15本）	1,204		<p>今後、無形固定資産については、資産減耗費の計上漏れが起こらないよう、所有権の有無について十分確認を行うなど、適正な事務手続を行われたい。</p>	<p>保有していなかった電話加入権15本については、平成26年度決算に電話加入権の除却に伴う資産減耗費を計上し決算報告した。</p> <p>今後は無形固定資産についても、所有権の有無について十分確認を行うなど、適正な会計処理に努める。</p>
本数	帳簿価額（千円）	摘要													
12本	963	過年度に回線廃止されていたが、会計処理を失念していたもの													
3本	240	過年度に誤って資産計上されたもの													
合計（15本）	1,204														

監査（検査）実施年月日（委員： 一年 一月 一日、事務局：平成27年6月23日及び同月25日）

(貸倒引当金)

対象部局室課名	検出事項				是正を求める事項	措置の内容								
中央卸売市場	<p>地方公営企業会計基準の見直しにより、平成26年度から貸倒引当金の計上義務化され、大阪府中央卸売市場（以下「市場」という。）では決算整理として、当該引当金を計上することを規定している。</p> <p>市場が保有するA社に対する下記債権は、貸倒引当金を全額計上する必要があるが、平成26年度決算において回収見込額 500千円（時効までの回収予定額、50回×10千円）を除いて貸倒引当金を計上しており、貸倒引当金が500千円過小となっている。</p> <table border="1" data-bbox="477 764 1504 1339"> <thead> <tr> <th data-bbox="477 764 620 846">債務者</th> <th data-bbox="620 764 917 846">平成26年度末債権額</th> <th data-bbox="917 764 1213 846">平成26年度末貸倒引当金計上額</th> <th data-bbox="1213 764 1504 846">状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 846 620 1339">A社</td> <td data-bbox="620 846 917 1339">2,389千円</td> <td data-bbox="917 846 1213 1339">1,889千円</td> <td data-bbox="1213 846 1504 1339">滞納が続いており平成25年1月に分割納付の誓約（月額10千円）を交わしている。その後、平成25年10月の納付を最後として平成26年度末まで滞納が続いており、また、市場の調査により回収可能な財産は、特段ない状況である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお市場は、平成27年7月に、上記貸倒引当金について回収見込額は無いものと判断し、貸倒引当金を全額計上する決算訂正を行っている。</p>				債務者	平成26年度末債権額	平成26年度末貸倒引当金計上額	状況	A社	2,389千円	1,889千円	滞納が続いており平成25年1月に分割納付の誓約（月額10千円）を交わしている。その後、平成25年10月の納付を最後として平成26年度末まで滞納が続いており、また、市場の調査により回収可能な財産は、特段ない状況である。	<p>今後の決算整理においては、回収可能性に疑義のある債権について、回収可能性を正確に見積り、適正な事務手続を行われたい。</p> <p>【地方公営企業法施行規則】</p> <p>(引当金) 第22条 将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められるものは、当該金額を引当金として予定貸借対照表等（令第17条の2第1項第6号に掲げる予定貸借対照表及び法第30条第7項に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上しなければならない。</p> <p>【大阪府企業財務規則】</p> <p>(決算整理) 第55条 局長等は、毎事業年度終了後、速やかに、次に掲げる事務を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 資産の評価を行うこと</li> <li>2 減価償却を行うこと。</li> </ol>	<p>地方公営企業会計基準が見直されたこと等を受け、平成26年度決算に貸倒引当金を計上し決算報告した。</p> <p>今後は市場が保有する債権について、回収の可能性を正確に判断し、貸倒引当金の計上を行うなど、適切な会計処理に努める。</p>
債務者	平成26年度末債権額	平成26年度末貸倒引当金計上額	状況											
A社	2,389千円	1,889千円	滞納が続いており平成25年1月に分割納付の誓約（月額10千円）を交わしている。その後、平成25年10月の納付を最後として平成26年度末まで滞納が続いており、また、市場の調査により回収可能な財産は、特段ない状況である。											

監査（検査）実施年月日（委員： 一年 一月 一日、事務局：平成27年6月23日及び同月25日）

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>環境農林水産部 水産課</p>	<p>都市整備部港湾局に予算配当して実施した大阪湾漁場環境整備事業（90,306,160円）及び広域型増殖場造成事業（35,300,000円）は、平成27年3月30日に完成引渡しを受け、供用済みであったが、建設仮勘定の精算が行われておらず、固定資産への振替がなされていなかった。</p>	<p>速やかに公有財産台帳の登録を行うなどの是正措置を講じるとともに、毎事業年度末に、他部局に配当して実施した工事の完成引渡し及び供用の有無を確認し、適時、精算を行って建設仮勘定から固定資産への振替の事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> （台帳の取得登録）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。 （以下略）</p> <p><b>【建設仮勘定取扱要領】</b> （建設仮勘定の精算）</p> <p>第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> </div>	<p>平成27年3月30日に完成引渡しを受け、供用した大阪湾漁場環境整備事業（90,306,160円）及び広域型増殖場造成事業（35,300,000円）は、平成27年10月13日付けで建設仮勘定から固定資産への振替として「BSインフラ工作物取得額」として計上し、修正登録するとともに、公有財産管理台帳への登録を行った。</p> <p>今後、建設仮勘定取扱要領等を遵守し、毎事業年度末に、「年次決算整理チェックリスト」も活用しながら、他部局に配当して実施した工事の完成引渡し及び供用の有無を確認し、より一層厳正な事務の執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（事務局：平成27年6月19日から平成27年7月10日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
都市整備部 八尾土木事務所	<p>大阪府枚岡公園において、芝生や遊具を整備のための詳細設計及び工事を発注し、平成27年6月12日に供用を開始しているが、建設仮勘定の精算が行われておらず、工作物への振替がなされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="463 569 1469 1102"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>契約金額</th> <th>精算すべき金額</th> <th>契約期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枚岡公園プール跡地実施設計委託 ※</td> <td>7,695,450円</td> <td>5,478,635円</td> <td>平成25年8月30日から 平成26年3月14日まで</td> </tr> <tr> <td>枚岡公園プール跡地基盤整備工事</td> <td>27,926,640円</td> <td>27,926,640円</td> <td>平成26年9月24日から 平成27年3月13日まで</td> </tr> <tr> <td>枚岡公園プール跡地広場整備工事</td> <td>81,468,720円</td> <td>81,468,720円</td> <td>平成26年12月12日から 平成27年5月29日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 契約金額と建設仮勘定から精算すべき金額が異なるのは、複数工事を対象とした設計業務となっているため。</p>	契約名称	契約金額	精算すべき金額	契約期間	枚岡公園プール跡地実施設計委託 ※	7,695,450円	5,478,635円	平成25年8月30日から 平成26年3月14日まで	枚岡公園プール跡地基盤整備工事	27,926,640円	27,926,640円	平成26年9月24日から 平成27年3月13日まで	枚岡公園プール跡地広場整備工事	81,468,720円	81,468,720円	平成26年12月12日から 平成27年5月29日まで	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、毎事業年度末に、工事の完成引き渡し及び供用の有無を確認し、精算を行って建設仮勘定から固定資産への振替の事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】（抜粋） 第4条 2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。 (1) 略 (2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。 なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。 (以下略)</p> <p>【大阪府建設仮勘定取扱要領】（抜粋） 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p>	<p>監査において検出された不備事項について、建設仮勘定の精算及び公有財産台帳システムに登録を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領及び大阪府建設仮勘定取扱要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
契約名称	契約金額	精算すべき金額	契約期間																
枚岡公園プール跡地実施設計委託 ※	7,695,450円	5,478,635円	平成25年8月30日から 平成26年3月14日まで																
枚岡公園プール跡地基盤整備工事	27,926,640円	27,926,640円	平成26年9月24日から 平成27年3月13日まで																
枚岡公園プール跡地広場整備工事	81,468,720円	81,468,720円	平成26年12月12日から 平成27年5月29日まで																

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年11月24日）

随意契約の公表事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
<p>環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課</p>	<p>一定規模以上の随意契約は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて府が策定した「大阪府随意契約ガイドライン」に基づき、相手方の選定理由等を公表する必要があるにもかかわらず、以下の委託事業は予定価格が100万円を超え公表の必要があるにもかかわらず、公表がなされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="504 714 1457 1291"> <thead> <tr> <th>委託事業名</th> <th>委託先</th> <th>委託金額</th> <th>予定価格</th> <th>随意契約理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林計画データ修正業務</td> <td>A社</td> <td>2,160,000円</td> <td>2,329,560円</td> <td>本業務のデータ修正にあたって使用される森林区域データや森林簿データの作成者がA社であるため。</td> </tr> <tr> <td>大阪府の森林保全及び都市緑化の推進に関するプラットフォーム形成支援業務</td> <td>B社</td> <td>972,000円</td> <td>1,003,320円</td> <td>府民文化部が実施しているプラットフォーム形成支援事業の指定管理者との契約が必要であるため。</td> </tr> </tbody> </table>	委託事業名	委託先	委託金額	予定価格	随意契約理由	森林計画データ修正業務	A社	2,160,000円	2,329,560円	本業務のデータ修正にあたって使用される森林区域データや森林簿データの作成者がA社であるため。	大阪府の森林保全及び都市緑化の推進に関するプラットフォーム形成支援業務	B社	972,000円	1,003,320円	府民文化部が実施しているプラットフォーム形成支援事業の指定管理者との契約が必要であるため。	<p>随意契約を選択することとした場合は、府民の信頼を確保し、契約事務の公平性及び透明性を保持する観点から、「大阪府随意契約ガイドライン」に沿って公表が必要な契約は、随意契約の相手方を選定した理由などの必要事項を公表されたい。</p> <p>【大阪府随意契約ガイドライン】</p> <p>8 公表</p> <p>随意契約を締結したときは、次の各号により公表するものとする。このため、発注機関の長は、随意契約を採用した理由及び契約相手方を選定した理由を明確に整理、記録しなければならない。</p> <p>【建設工事】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>【物品・委託役務関係業務】</p> <p>【測量・建設コンサルタント等業務】</p> <p>(3) 公表の対象</p> <p>予定価格が100万円を超える委託役務契約（測量・建設コンサルタント等業務委託を含む。物品の賃借については80万円を超えるもの）及び予定価格が160万円を超える物品の購入契約</p> <p>(4) 公表の内容</p> <p>1 案件の名称 2 契約締結日、契約期間 3 相手方の商号又は氏名 4 契約金額 5 随意契約の相手方を選定した理由 6 発注機関連絡先 (以下略)</p>	<p>当該事業については、公表済みの「平成26年度随意契約情報（委託料）環境農林水産部」を修正し、公表した。</p> <p>今後は、公表資料作成に当たり、財務会計システムの支出状況検索を行い、出力されたデータを紙に打ち出し、「契約公表チェック表」を用いて、複数名で内容を確認することにより、公表漏れが発生しないよう、再発防止の措置を講じた。</p>
委託事業名	委託先	委託金額	予定価格	随意契約理由														
森林計画データ修正業務	A社	2,160,000円	2,329,560円	本業務のデータ修正にあたって使用される森林区域データや森林簿データの作成者がA社であるため。														
大阪府の森林保全及び都市緑化の推進に関するプラットフォーム形成支援業務	B社	972,000円	1,003,320円	府民文化部が実施しているプラットフォーム形成支援事業の指定管理者との契約が必要であるため。														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月19日から同年7月10日まで）

有料通行カード利用に伴うポイントサービスの未利用

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>環境農林水産部 動物愛護畜産課</p>	<p>動物愛護畜産課においては、高速道路を通行する際に、法人用のETCスルーカードNを利用しているが（846,208円執行）、通行料金の支払額に応じてポイントが貯まり、ポイントを還元額と交換できる「ETCマイレージサービス」の登録を行っていなかった。</p>	<p>ETCマイレージサービスによる還元額は無料通行分として使用できるうえ、登録は無料であり、年会費も不要であるため、同サービスの登録を行うことによる経済的効果は高い。 経済性の観点から、同サービスによるポイント付加が見込まれる高速道路の利用実態に合わせて、同サービスへの登録を行うことを検討されたい。</p>	<p>動物愛護畜産課、同課所管の動物管理指導所及び同所の4か所の分室所有のETCスルーカードN（計16枚）全てについて、経済効果が見込まれることから、ETCマイレージサービスの登録を実施した。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月19日から同年7月10日まで）